

## 第2回会議・取りまとめ概要

令和4年9月30日  
「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議

### 1) 金銭的トラブルに関する相談対応の強化

- 相談集中強化期間中の相談内容は、**金銭的トラブルが多数。**
- 紹介先の窓口として、「法テラス」が大多数を占めたほか、「消費者ホットライン」や「警察」も一定数あった。
  - ⇒ 法的に複雑な問題を含むものが多く、法律の専門家による助力が不可欠。
  - ⇒ 消費者行政の一層の推進 警察による適切な関与 も必要。
- これらを踏まえ、
  - > 総合法律支援体制の充実・強化
  - > 日本弁護士連合会との連携強化
  - > 適切な消費生活相談対応
  - > 適切な警察相談対応・違法行為の取締り等を一層推進する。

### 2) 精神的な支援等の充実、子どもの救済

- 相談集中強化期間中の相談内容等には、**信者の家族や2世信者について、親族間の問題、心の悩みや生活困窮を訴えるものも一定数存在。**
- 紹介先の窓口として、「よりそいホットライン」や「生活困窮者自立支援機関」もあり。
  - ⇒ 孤独・孤立、心の問題や生活困窮に関する支援
  - ⇒ 学校生活を含む、子どもに対する支援 が必要。
- これらを踏まえ、
  - > 孤独・孤立対策のためのチャットボットの充実
  - > 精神保健福祉センターによる精神科医療機関の紹介対応の推進
  - > 生活困窮者への自立支援の推進とともに、「子ども」の心理的・福祉的支援の観点から、
  - > スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携・支援やスクールカウンセラーによる心のケアの推進
  - > 市町村及び児童相談所における虐待対応の周知
  - > 子どもの人権擁護活動の強化等を強力に推進する。

### 3) その他の全般的対策

- 靈感商法等に関する**消費者教育の取組強化**による被害の未然防止（手口や対処法に関する各種教材の充実等）。
- **現行法を活用した国民向けの分かりやすい法的整理（Q&A）**を発信・周知する。
- これを含めた相談のノウハウ等に関して**各種研修を充実させる。**
- 関係省庁間で「相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないこと」等を確認（申合せ）。
- 申合せをも踏まえ、関係省庁において**必要な通知文書を発出する。**
- 相談集中強化期間を延長し、**合同電話相談を継続する。**